

平成25年第7回

荒川区教育委員会定例会

平成25年4月12日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成25年荒川区教育委員会第7回定例会

1 日 時	平成25年4月12日	午後3時00分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委 員 委 員 教育長 教育部長事務取扱	青 山 侑 小 林 敦 子 坂 田 一 郎 高 梨 博 和
4 欠席委員	委員長職務代理者	高 野 照 夫
5 出席職員	教育総務課長 教育施設課長 学 務 課 長 社会教育課長 社会体育課長 指 導 室 長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	佐 藤 泰 祥 丹 雅 敏 佐 藤 淳 哉 北 村 美 紀 子 泉 谷 清 文 武 井 勝 久 駒 崎 彰 一 大 谷 実 浅 沼 佳 子 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 報告事項

- ア 専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について
- イ 平成25年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況について
- ウ 荒川区立小中学校の主幹及び主任の発令について
- エ 文化財保護推進員の委嘱について
- オ 東尾久運動場のダイオキシン類の調査結果等について

(2) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第7回定例会を開催します。

出席委員数は、4名出席でございます。

会議録の署名委員は、小林委員及び高梨委員をお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いします。

教育長 改めまして、教育委員に4月2日付で就任いたしました高梨でございます。また、教育長につきましても、前回の臨時教育委員会におきまして御推挙いただきまして、どうもありがとうございました。本日、第7回目の定例会ということでございまして、報告事項5点について事務局から御報告させていただきます。どうか本日の御審議、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。1月11日開催の第1回定例会及び1月25日開催の第2回定例会の会議録につきましては、前回の定例会で配付して、この間、確認等をしていただきました。本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、承認をいたします。

では、本日の議事日程に従って議事を進めます。

本日は、報告事項が5件あります。

初めに、専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について、説明をお願いします。

教育総務課長 専決処分した損害賠償額の決定に関する報告について御説明いたします。

報告理由でございます。損害賠償額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、荒川区立第四峡田小学校の児童による物損事故。

決定年月日につきましては、平成25年4月9日でございます。

相手方につきましては、太平観光株式会社。住所が、東京都練馬区東大泉七丁目38番9号。

賠償額につきましては、24万8,325円ということで、被害状況でございますが、バス左側面の後部の窓ガラス1枚の亀裂による交換ということでございます。

事故の概要でございますが、下田移動教室に参加しました第四峡田小学校6年生の児童2人が、下田臨海学園から神奈川県立地球博物館へ移動する途中で、バスの車内でふざけあった際に、児童の後頭部が当該バスの窓ガラスにぶつかったところ、当該窓ガラスに亀裂が入り、当該ガラスの交換が必要になったものでございます。

なお、児童につきましては後頭部を打ちましたけれども、こぶができた程度ということで大きなけがにはなってございません。まず、1件目がこちらのものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、こちらにつきましては損害賠償額の決定の一部訂正についてということで、報告理由でございますけれども、平成24年10月23日付で専決処分しまし

た損害賠償額の決定の一部訂正について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたので同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、こちらにつきましては、荒川区立第二日暮里小学校東門防球ネットによる事故ということで、相手方は 丁目 番 の 号、
さんでございます。

損害賠償額につきましては、訂正後が27万8,334円、訂正前が6万854円ということで、当初決定したあと、ほかの病院にも通っていらっしゃったということが後から請求が出てきましたので、金額について訂正するものでございます。

訂正の決定年月日でございますけれども、平成25年4月9日になってございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。質問等ございましたらどうぞ。

坂田委員 2点目の案件ですけれども、もともとの請求額が過大であったということなのでしょうか。

教育総務課長 いや、こちらにつきましては、この事故は防球ネットに引っかけて自転車で転んでしまったということで、この さんという方が病院に通ったのですけれども、ほかの病院にも通ってまして、労災からは一つの病院から請求があって、二つ目の病院の請求がなかったものですから、この最初の請求のものだけ先に専決をした後に、もう一カ所通っていた病院があってその請求が後から来たという形になってございますので、一連の事故で病院に通ったことは同じという形になってございます。

坂田委員 そうということですか。約21万円は別のところと、こういうことですね。

教育総務課長 さようでございます。

坂田委員 はい、わかりました。

委員長 バスの方は、子供にけがはなかったのですか。

教育総務課長 子供さんは、後頭部にちょっとこぶができた程度ということです。

委員長 そうですか。

教育長 これ、私からお聞きするのも何ですけれども、委員長、よろしいでしょうか。この2点目の防球ネットによる事故というのは、今の説明だと自転車で防球ネットに引っかけたと言うのですけれども、では、防球ネットの一部が道路上に出ていたのですか。

教育総務課長 道路上に少し出ておりまして、そこで自転車で通ったときに引っかけてしまって、転んでしまったということです。

教育長 そういった意味で、防球ネットを管理している学校に責任があると認識いたしております。

教育総務課長　そうです。また、そのときに強風が結構吹いていたときで、外にちょっと出てしまったということで、管理上に過失があったということで区の方に賠償という形になってございます。その後は工事をしまして、今は危なくないようになってございます。

委員長　これはたしか、教育委員会で一度、事故報告があった際に、事務局の説明で、そういうことはあり得ることなのでほかにも点検するように注意を促すという話があったような気がしますけれども、したのですね。

教育総務課長　いたしました。

委員長　ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員長　ありがとうございます。

では、続いて、平成25年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況について説明をお願いします。

学務課長　御説明させていただきます。

平成25年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況についてでございます。

まず1番、幼稚園及び汐入こども園でございますが、1学年の上限人数35人という幼稚園設置基準に基づきまして学級編制を行ってございます。25年度の特に入園児となります3歳児でございますが、幼稚園児数は190人、前年度比で27人の減でございます。汐入こども園につきましては34人ということで、前年度から1人減ってございます。

抽せんの状況でございますが、南千住第二幼稚園の3歳児と汐入こども園の3歳児で抽せんを実施した次第でございます。

続きまして、2番の小学校でございますが、小学校につきましては1年生、2年生につきましては35人、3年生から6年生につきましては40人という都教委の学級編制基準に基づきまして学級編制を行ってございます。25年度の新入学児童、1年生の状況でございますが、前年度よりここは大きく増えまして106人増えまして1,400人ちょうどとなっております。学級数につきましては、それに伴い4学級増えまして51学級でございます。転出及び転入につきましては御覧のとおりでございますが、通学区域外就学者数につきましては、前年度から64人増えまして296人となっております。

小学校の抽せんでございますが、4校で実施してございます。第三瑞光小学校、尾久小学校、第一日暮里小学校、ひぐらし小学校の4校でございます。この詳細につきましては、資料の後ろ3枚の資料の3ページ、(2)でございますが、こちらが小学校4校の抽せんの実施状況を数字であらわしたものでございます。

1枚目の説明書にお戻りいただきまして裏面でございます。

裏を見ていただきますと中学校でございます。中学校につきましては、これも都教委の基準に

基づきまして学級編制を行ってございます。今回の1年生でございますが、前年度より増えまして、4人増えた1,079人、学級数は2学級増えた35学級となっております。

区外からの転出、転入は御覧のとおりでございます。通学区域外就学者数につきましては、前年度より35人増えました247人でございます。

中学校の抽せん状況でございますが2校でございます。尾久八幡中学校と諏訪台中学校の2校でございます。抽せんの結果は、また後ろ3枚の資料でございますが、5ページの下(2)の抽せんの実施状況に詳細が記載してございます。基本的に、小学校、中学校ともに最終的には抽せんに漏れて繰り上がらなかった方は、おおむねもともとの区域の小学校、中学校に通われているということ把握してございます。

内容は以上でございますが、本件につきましては、17日、来週水曜日の文教・子育て支援委員会において委員会に報告させていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。質問等ございましたら、どうぞ。

小林委員 すみません、教えてください。

汐入こども園の園児数が前年度比で8人減少ということなのですが、これはたまたま減少したと考えていいのか、あるいは児童数が全体の傾向として落ち着いているというか、少し緩和されていると考えた方がいいのか、どちらでしょうか。

学務課長 これは、実際に汐入こども園につきましては抽せんを実施してございますので、今回、短時間、中時間という短い時間と真ん中の時間で43人の希望があったのが……、失礼しました。汐入こども園全体で43人の希望が3歳児であったのですけれども、34人の最後は入園という形で絞っておりますので、そういう意味でこども園の人数は、3歳児につきましてはこの人数で、あとは5歳児の状況が昨年度で、もう既に卒園した、今の1年生、去年の5歳児でございます。大人数の5歳児さんが抜けて、3歳児は例年どおり抽せんをした結果で入ったということでございますので、ちょっとその辺のバランスの関係があると思います。

教育長 今の説明がわかりにくいのですけれども、汐入こども園は、幼稚園部分と保育園部分があって、幼稚園については3歳で入るときに激戦になってしまっているのですけれども、4歳、5歳になると定員の枠が広がるのですけれども、途中から入る子たちが少ない傾向があります。小林委員がおっしゃるように、汐入こども園では、これで希望者が落ち着いたのかということでもなくて、やはり3歳児は厳しい状況になってしまっています。

実は、午前中も汐入こども園に行ったのですけれども、今どきの傾向として、3歳のときに公立の幼稚園に入れないと、もう私立に行かせてしまうので、1年とか2年待って公立の幼稚園に行かせるというお家は余り多くありません。汐入地域の幼稚園需要、とりわけ3歳入園の幼稚園

需要というのは相変わらず高いという状況です。

小林委員 高いということですか。わかりました。

坂田委員 抽せんで漏れた方、主に3歳児ですね。この方々はどちらにいらしたかという、私立の方に行かれた方が多いという、こういう理解なのでしょうか。

学務課長 基本的には私立に行く子どもいますし、あとは4歳児の入園を待って、自宅で養育する方そういう方等いろいろでございます。ちょっと人数がすみません、把握できておりませんが。

坂田委員 人数は結構ですけれども。

学務課長 そうような傾向でございまして、4歳を希望する方はいったん自宅という傾向にあります。

坂田委員 ほかの地区の幼稚園であいているところを紹介するとかそういうことはないのですか。

学務課長 やっておりますが、区立幼稚園は、通園バスがないものですから、通園の負担を考えるとどうしてもやはり近いところでなければ、なかなか難しいというのがあるようで、あいているところに移るといってもいかないうな面がございます。

教育総務課長 こちらの表を見ていただきますと、花の木ですとか、尾久幼稚園は16人、17人と人数が少ないのですけれども、なかなか幼稚園のときからちょっと遠いところまでというのは行かないと思いますので、この3歳児の58人の申し込みの方は、私立の方も申し込んでいて、両方申し込んでいて抽せんで入れなかった方は、私立の方に行かれる方が多いのかなと。汐入地区は結構幼稚園のバスが来ておりますので、そういった状況があるのかなと考えております。

小林委員 この定員を25名のところを弾力的に運用して、増やしていますね。それに対して以前の御説明では、支援というか補助の先生をつけるというようなことだったのですけれども、それについて御説明をお願いできますでしょうか。

指導室長 3歳児については、26名を超えたところについては非常勤で2名のところを3名にしております。

小林委員 そうですか。幼児教育段階は、非常に重要ですので支援やケアが必要かと思いましたが、質問をさせていただきました。

委員長 区内就学率なのですけれども、今回、小学校が92.4%と、中学校が76.3%と、ある意味大幅に向上したのではないかと思うのです。小学校の90%台を1%近く上げるというのは大変なことだと思います。中学校も3%ぐらい上がっていますので、そういう意味では多分この10年くらいでほとんど最高水準ではないかと思うのですけれども、もし手元に数字があれば、近年の中でどういう水準であるかというのを、教えてもらえればと思います。

学務課長 区内就学率につきましては、昨年度と今年度しかございませんので、もし後日でよろ

しければ、調べて御報告をさせていただきます。

委員長 一覧表とかメモでいいですから、いただければと思います。よろしくお願いします。少なくとも前年に比べると向上したという評価をしていいのではないかと思いますけれども。

小林委員 それだけ現場の先生方が、非常に尽力されたということですね。大変なことだと思います。

坂田委員 この通学区域外就学率の方も3%上がっているわけですね。これは区内の通学区域外ということなのですか、この16から19というのは。

学務課長 そうです。区内で自分の学区ではなくて選べる制度を使った子供でございますが、ただ、これにつきましては平成21年度前後に大きく増えているのですが、学区によっては区外からは一部減ってございますが、昨年はちょっと大きく減ってございましたので、今年はちょっと揺り戻しがあったというところでございます。

坂田委員 なるほど、わかりました。

委員長 それと、今年はやはり制度をちょっと変えたので、それでこの学校選択制に対する注目が高まったと。ある意味緩和していた規制を強化したのですけれども、隣接区域以外はだめということにしたわけですけれども、逆にそういうことを周知すると学校が選択できるのだということに対して、区民の関心が高まって選択の度合いが高まるというような。ほかの区でも制度をいじると、選択率が高まるという傾向が今までもあります。そういう要因もあるとは証明できないですけれども、あるかもしれないですね。

教育長 委員長がおっしゃるように、逆に隣だったら行けるのですよという意味でのPRがなされたとも言えるかと思います。

委員長 そうですね。そういうふうに理解していただければということがあるかもしれないですね。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、続いて、荒川区立小中学校の主幹及び主任の発令について、説明をお願いします。お願いします。

指導室長 それでは、荒川区立小中学校の主幹及び主任の発令について、御報告いたします。

指導室の横版の資料でございます。表面が平成25年度教員主任名簿（小学校）ということで、各学校に置かなければならないいわゆる必置主任、小学校では教務主任、生活指導主任、各学年の学年主任、保健主任、研究主任となります。裏面が中学校になりまして、中学校につきましては教務主任、生活指導主任、進路指導主任と各学年主任、保健主任ということになっております。各校の校長からの推薦を受けまして、主任につきましては発令をいたしました。

それから、網かけの部分につきましては主幹教諭ということでございます。

御説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。御質問等ございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、続いて文化財保護推進員の委嘱について説明をお願いします。

社会教育課長 荒川区文化財保護推進員の委嘱についてでございます。

文化財保護条例に基づきまして、荒川区文化財保護推進員を委嘱するものでございます。

委員の人数でございますが、再任10人、新任5人ということで15名でございます。南千住地区におきましては、新任の推進員といたしまして、前荒川区青少年委員の安田育子さん、荒川・町屋地区におきましては、青少年育成荒川地区委員の五十嵐孝之さん、スポーツ推進員の村井泰雄さん、尾久地区におきましては、青少年育成尾久地区委員の小澤清さん、日暮里地区におきましては、伝統工芸技術保存会役員、登録無形文化財保持者の根本一徳さんです。修正していただきたいのですが、吉池洋子さん、新任になっておりますが再任ということで訂正をお願いいたします。

任期につきましては、平成25年4月1日から平成27年3月31日の2年間でございます。この文化財保護推進員の方々には、各地区の文化財のパトロールや伝統技術展等の事業のサポート等を依頼しているところでございます。

報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について質問等ございますか。

小林委員 文化財保護推進員の中に、かなり青少年関係の委員の方が入っていらっしゃるのですが、具体的にはどういう役割が期待されているのですか。

社会教育課長 荒川区のこの文化財保護という部分での認識が、やはり高いということ、また区の事業につきまして協力的であり頼みやすいということもあり、荒川区の文化財についての認識も高い、区をよく知っているということ、さらに荒川区の歴史につきまして深い理解がある、そういうことでお願いしている部分があると思います。

小林委員 そうですか。わかりました。

委員長 よければ、続いて、東尾久運動場のダイオキシン類の調査結果等について説明をお願いします。

社会体育課長 東尾久運動場のダイオキシン類等土壌調査の結果に伴う対応について、御説明いたします。

骨子でございます。下水道局東尾久浄化センター建設用地内で、環境基準を上回るダイオキシン類が検出されました。東京都が実施した土壌調査によりまして、区の所管をいたしております

東尾久運動場におきましても、環境基準を超える値を計測した地点が判明いたしました。このため、東京都の改善対策の実施によりまして、当該運動場の安全が確保されるまでの間、利用中止期間を延長するものでございます。

経過でございますが、昨年の12月22日に東京都が東尾久浄化センター、下水道局の工事箇所でございますけれども、そこでダイオキシン類が検出されたというプレス発表がございました。そのとき、掘削した地中のものか表面のものかわからないということでしたので、その後、東京都が旭電化跡地一帯を、近隣地域として調査するということになりました。その調査結果が出るまでという措置のために、12月23日から都立尾久の原公園が利用中止となり、翌日から区立の東尾久運動場も中止とさせていただきます。26日には住民説明会を開きまして、ダイオキシン類の調査をすることをお話、説明いたしました。

なお、ダイオキシン類の調査につきましては、分析に期間を要するということですので、まず先行調査を同じような調査方法で7カ所を調査した後、160地点においてもう一度調査するという2段階の調査でございました。最初の先行調査が2月5日に発表がございまして、2月18日に区民説明会をいたしました。代表的な地域7カ所を調べたところ、尾久の原公園で検出され、東尾久運動場では検出がされませんでした。その後詳細調査に移りまして、4月4日に詳細調査の結果が発表となりました。結果については、下の内容のとおりでございます。

なお、その経過の最後につきまして、12日の住民説明会、本日でございますが、経過ではございませんが、流れということで今日、夜6時半から首都大学東京において住民説明会を実施する予定でございます。

内容でございます。検出内容でございますけれども、この表にありますとおりダイオキシン類については、東尾久運動場の多目的広場から2カ所、テニス場、ゲートボール場からは検出はされませんでした。

なお、基準超過の下にあります調査指標値、こちらは1ミリグラム中の250ピコグラムから1,000ピコグラムまでの値というのが三角印ということで、これは基準を超えていないのですけれども、一応注意するという指標という値でございます。そういう意味では地表値が多目的広場は6カ所、テニス場の方は2カ所出てございます。

なお、重金属については多目的広場でやはり2カ所、テニス場、ゲートボール場では検出なしとなっております。詳しくはもう1枚ございます表層調査地点という図面を御覧になっていただきたいと思っております。こちらは地図が横長ですけれども、真ん中のところにあります上下に破線で囲まれているエリアが、それぞれの東尾久運動場でございます。破線で真ん中の上の方がテニスコートとゲートボール場があるところが、今回は不検出というところのものでございます。中央下の部分の多目的グラウンドというところを中心に破線がありますが、この下側の部分2カ所バ

ツがついてございます。

なお、隣にもバツ印がもう一つついておりますが、こちらは区が借りている運動場ではなく財務局の方が直接整備公社に委託しまして駐車場として活用している土地でございます。その駐車場の植栽部分からも検出されたということで、下側部分は3カ所バツがついております。

なお、お隣の尾久の原公園では8カ所バツ印がついてございます。なお、最大値につきましては、尾久の原公園で6,200というのが最大値で、東尾久運動場では3,500というのが最大値でございます。

その地図の裏面に移りますが、こちらが重金属の調査でございます。重金属類についても、法に基づいて全種類調査いたしましたが、そのうち検出されたのが鉛の含有とフッ素の溶出量が検出されたということになってございます。東尾久運動場では多目的広場にバツ印が2カ所ついてございます。いずれも鉛含有が超過したということになってございます。テニスコートの方では、基準超過はなかったということになってございます。この2カ所については、先ほどのダイオキシンの場所とも一致しているところでございます。

状況につきましては、以上でございます。

では、最初の1枚目の資料の裏面に移らせていただきます。

このような状況を受けまして、東尾久運動場については利用中止ということにさせていただいております。多目的広場につきましては、飛散防止措置、基準超過の地域が出てしまいましたので、この地域から砂ぼこりが舞ってしまいますと、地域住民の方に健康上の支障があるといけませんので、すぐにシートで覆うという作業を実施しております。

なお、4月8日に東京都で実施しまして、本日この会議が始まる前、2時半くらいに職員が措置を完了したというのを確認してまいりました。

続きまして、テニス場とゲートボール場でございますが、こちらについても場内につきましては、全く汚染はなかったわけでございますけれども、ただ、こちらの方は先ほどの図面でございますが、テニスコートの入り口のところが一つだけバツがついてございます。これは尾久の原公園からテニスコートに入る形態を取らせていただいております、直接テニスコートに入る動線にはありませんので、尾久の原公園から入るといふ動線を今現在取らせていただいている関係上、尾久の原公園の入り口部分に唯一バツがついておりますので、こちらの方は利用ができないという状況になってございます。

なお、また新たな動線を確保した後は、再開できると考えております。

なお、テニスコート北側部分、接道しておりますがこの接道部分が、高低差が約4メートルくらいあります河川道路になっておりますので、直接テニスコートのネットをあけるだけではなく、階段等の工事を施工しないと動線が確保できないものでありますので、今後の対応につきまして

は、検討をさせていただきたいと考えております。

なお、改めまして今後の予定でございますが、汚染箇所の飛散防止は財務局で本日完了いたしました。そして、中止期間の延長表示の看板につきましては、現在、社会体育課の方で設置しているところでございます。そして、ここを利用しておりますサッカー、テニス等の関係団体につきましては、今後の利用につきまして代替場所などの検討を一緒に進めていきたいと考えてございます。

以上のような状況でございます。説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。質問等ございましたらどうぞ。

坂田委員 これは土地自体は都の財務局及び下水道局の所有物であるので、例えば汚染を除去するとかそういうことというのは、都の方が対応するということなのですか。誰の責任で対応するということなのでしょう。

社会体育課長 委員のおっしゃるとおりで、土壌汚染対策措置法でも所有者が一応対策を講じるということになっておりますので、多目的グラウンドについては財務局、テニスコートについては下水道局が措置を講じるということになってございます。そのため、今回シートで覆う作業についても全面的に東京都の財務局の方で措置していただいたものでございます。

坂田委員 あと住民説明会なのですが、使用中止の措置は正しいと思いますけれども、ありそうな質問は、これまで利用されてきた方については大丈夫なのかという質問が想定されると思うのですが、そういうことも説明の対象に含まれるのでしょうか。

社会体育課長 前回の質問でもそのような形の質問はかなり多うございました。ただ、環境基準については、東京都側がこちらの方へ東京都の環境局が説明しておりますけれども、環境基準がかなり安全率を見ておりますので、一般的にはこの上で生活をして30年間過ごした場合に、10万人に何人が健康に影響が出てくるというような値と説明させていただいております。ですから、それについてはこちらの方では、約2倍から6倍くらいの環境基準を上回ったところでございますけれども、実例で申しますと、近隣の北区等で600倍の環境基準を超えているところについても、措置をしたけれども健康被害というのはいまだに出ていないと伺っております。

委員長 よければ、続いて4月から6月までの教育委員会関係の主要行事については配付資料のとおりですが、これに関して何かございますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

委員長 予定しておりました事項は以上ですが、事務局から連絡事項等ございますか。

教育総務課長 大変恐縮ですが、先ほどの学校選択の導入前後の就学動向の推移と資料がありますので、これについて学務課長の方から御説明申し上げます。

学務課長 それでは、説明させていただきます。

今、お配りいたしました学校選択制導入前後の就学動向の推移という資料の小学校、中学校ともに上から3段目の数字でございます。最終就学率という数字が今回の区域内の就学率の数字でございます。小学校につきましては、もともと平成10年代の前半、学校選択する前は8割台後半だったものが、学校選択制により高まりまして、近年では90%台の前半を行ったり来たりというところございまして、24年度には91.5%とちょっと落ちたということになってございました。これが今年度92.4%となったものでございます。

中学校につきましては、同じような動きを示してございますが、中学校はこれを見ていただくとピークは平成21年度の74.1%でございますが、今年度につきましては76.3%ということでございますので、青山先生がおっしゃるとおり、今年度が最高値で近年、多分過去を見ても最高値と考えられます。

数字については以上の流れでございます。

委員長 ありがとうございます。よろしいですね。

小林委員 はい。

委員長 ほかに何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、以上をもって、教育委員会第7回定例会を閉会といたします。

了